

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独情）諮問第82号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（独情）答申第85号）

事件名：「教育研究評議会（平成27年9月16日開催）の議事要旨について（伺）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月15日付け岡大総総第141号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切を開示せよ。

原法人文書開示請求書にて開示趣旨を再確認して欲しい。岡山大学情報公開窓口担当者は職務上の優位な立場を利用し、さまざまな開示抑止行為を仕掛けてくる。特に補正と称して、故意に文書特定を逸脱方向に誘導する性癖があり誠に遺憾である。この点（文書案内、文書特定補正）を含め異議を申し立てていることに留意されたい。

さて添付資料1のように本体事案類は岡山大学が公式に当該教員の実名と役職、所属を公表している。また多くの関連する公表済み情報とその組み合わせにより、当該教員と事案との関連は十分明確である。よって、原処分の「法人文書部分開示決定通知書」の「不開示の理由」の記載は該当せず、不適正である。

岡山大学特定幹部（学長ら）は「個人情報保護」を「隠れ蓑」にして密室で私的裁量に基づく大学運営を執行している。「個人情報保護」は正当な前提条件のもとに成立するのであり、本件ではこれらの成立さえ

危ぶまれている。よって、学内、学外の良識者の判断のもと再度、文書の特定と開示を申し立てる。文書開示請求とその実施手続きは国立大学の説明責任（義務）を構成し、社会的には「大学運営暴走への歯止め」である。

（本答申では資料は省略）

（2）意見書

私の異議申立書に対し、岡山大学は同法人作成の「理由説明書」の中で、私の請求につき見直しと検討した旨記している。

しかるにその検討は、事実誤認を含みかつ法令の解釈に誤りに基づいており有効適正とは認められない。つまり「3 異議申立人の主張に対する検討」において、「本学から公表した事実はない」と主張しているがこれは慎重に精査する必要がある。「本学から公表」と言った場合、公表の手段はネット上の「大学ホームページ記載」に限定されない。特に特定職のような地位の教員は1名しかおらず、何らかの記載や公表が結果として事実上の公表になっていることがある。

また法令でも、特定身分の個人情報公表されるし法令としてまた慣行として確定している。例えば大学学長の不祥事など。特定職なども同様。本件事案は岡山大学が種々の様式で当該教員情報と役職、所属を公表している。また多くの関連する公表済み情報とその組み合わせにより、当該教員と事案との関連は十分明確である。そもそも国立大学法人が主要会議の議事録を極度に隠蔽し不公開とする必要は全く無い。構成員の自覚ないし力量不足に過ぎず、却って大学の停滞と私物化を助長する。

開示判断が「原則として“行政法人が正しく”，その説明に不合理や矛盾がなければ行政法人の主張に従う」ことがあれば、弱者はいつも虐げられ公正さが担保されない。「行政法人も間違えることがあるのです」戦前・戦中は言うまでもなく、現代でも行政法人は常に誤謬と不正の淵にある。よって法令の趣旨を鑑みて本件事案では原則公開を徹底するのが正当であると思慮する。原処分の「法人文書部分開示決定通知書」の「不開示の理由」の記載は該当せず、不適正である。

このように「理由説明書」の記述は真実でも事実でもなく、大学私物化と教員弾圧の口実に過ぎない。

岡山大学特定幹部（学長ら）は「個人情報保護」を「隠れ蓑」にして密室で私的裁量に基づく大学運営を執行している。「個人情報保護」は正当な前提条件のもとに成立するのであり、本件ではこれらの成立さえ危ぶまれている。よって、学内、学外の良識者の判断のもと再度、文書の特定と開示を申し立てる。文書開示請求とその実施手続きは国立大学の説明責任（義務）を構成し、社会的には「大学運営暴走への歯止め」である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

(1) 異議申立人は、処分庁に対し、平成27年12月14日付け「法人文書開示請求書」により、平成27年度における「岡山大学研究教育評議会」における議事内容のうち、「議事は、法務コンプライアンス対策室において作成・保存」とされる議事にかかわり、岡山大学として作成ないし入手された一切の文書について開示請求を行った。

なお、補正の結果、平成27年9月16日開催の教育研究評議会議事要旨における「4. 審議事項 (1) 教員の人事審査について」に係る教員(2名以上の場合は最年長者)を開示請求趣旨の対象とした。

(2) 処分庁では、本件開示請求に係る法人文書として、本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行い、同年1月26日に、写しの送付による開示を実施した。

(3) 異議申立人は、部分開示の決定は妥当性を欠くとして、そのすべてを取り消し、請求通りの文書を特定し、その一切の開示を求める旨の異議申立てを行った。

2 異議申立てに係る法人文書

異議申立てに係る法人文書は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8(本件対象文書)である。

3 異議申立人の主張に対する検討

異議申立人は、特定の不開示情報についての不開示妥当性について異議を申し立てているのではなく、特定日における特定の報道資料を基に、開示決定のあった特定文書及び不開示の理由が正当理由を為していないと主張している。当該報道資料については、本学から発信したものではなく、異議申立人が主張する「岡山大学が公式に当該教員の実名と役職、所属を公表している」という申立てにはなんら正当性がない。

本件部分開示決定において通知した各文書の不開示情報及びその理由は以下のとおりである。

① 原議書合議欄の事案名(所属、職名等)

他の情報と照合することにより個人を特定することができるおそれのある情報のため(法5条1号)

② 議事要旨の議事及び配付資料について

- ・ 人の非違行為の詳細が記載されており、開示することで当該個人の権利利益を害するおそれがあるため(法5条1号)
- ・ 議事には、懲戒等審査委員会委員の氏名の記載がある。委員の氏名は非公表とされており、公表することで負担の重さや紛争を避けることを理由に委員の就任若しくは委員会出席を拒む、又は委員会での率直な意見を控える等、審議に影響を及ぼし、及び委員会業務が形骸化

するおそれがある。また、審議した委員の氏名から審議した内容を推測される等、当該事務に関し支障が生じるおそれがあるため（法5条4号柱書き及びへ）

- ・ 議事には、人事審査に係る具体的な審議内容、審査方法等の記載がある。これを明らかにすることで、人事管理に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（法5条4号柱書き及びへ）
- ・ これらは将来予定される本学を当事者とする訴訟の資料となる可能性があり、当該文書を訴訟に無関係の第三者により興味本位に流布されること等により、不必要な混乱を招き、本学の訴訟事務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため（法5条4号二）

以上のとおり、異議申立人の請求に対し、一部を開示することとした原処分については、見直しの結果、なお不開示とするとした文書及び部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月6日 | 審議 |
| ④ 同月21日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年1月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年2月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き、二及びへに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、岡山大学において本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、インターネット上で公表している岡山大学教育研

究評議会の議事要旨において、議事内容に関する具体的な記載に代えて「議事は、法務コンプライアンス対策室において作成・保存」と記載している議事に関わる文書の開示を求めるものである。そのため、原処分には当たっては、法務コンプライアンス室において請求の趣旨に合致すると判断し得る文書を探索、特定したものである。

なお、当初の開示請求書では平成27年度の全件について開示を求める趣旨となっていたが、請求の内容に対応する法人文書ファイルの数に応じて手数料の追加納付が必要となることから、異議申立人に請求の範囲を確認し、開示請求書に添付されていた平成27年9月16日開催の教育研究評議会議事要旨の「4 審議事項」の「(1) 教員の人事審査について」の記載に係る教員(2名以上の場合は最年長者)を対象とする旨の意思表示があったため、これを前提に算出した手数料の納付を受けた上で、請求に該当すると判断し得る文書全てを特定している。

イ 異議申立書には文書案内、文書特定補正を含め異議を申し立てるものである旨記載されているため、諮問に当たって改めて確認を行ったが、上記補正について特段不適切であったとすべき事情は認められず、法務コンプライアンス対策室において本件対象文書以外に本件開示請求の対象として特定が可能と判断し得る文書の保有も確認されなかった。また、本件請求文書の性格上、他の部局等に文書が保管されている等とすべき事情も認められないので、諮問庁としては原処分における文書特定は妥当と考えるものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「原議書合議欄の事案名(所属、職名等)」について

当該部分には、教育研究評議会において審議の対象とされた個人の氏名等直接に当該個人を識別できる部分は含まれていないが、これを公にすると、当該個人の知人、大学の関係者等一定の範囲の者には個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、また、個人が特定された場合には、当該個人に係る具体的な情報が併せて知られることとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該部分に記載された情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示

としたことは妥当である。

(2) 「議事要旨の議事及び配付資料」について

当該部分には、文書全体又は文書中に教育研究評議会において審議対象とされた特定の個人に関する情報が記載されており、それぞれ一体として、当該個人の氏名等の記載とあいまって、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、岡山大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名、所属等に係る記載の部分は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを公にすると、上記個人の知人、大学の関係者等一定の範囲の者に個人を特定あるいは推測される可能性を否定し難く、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号柱書き、二及びへについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き、二及びへに該当するとして不開示とした決定については、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号に該当すると認められるので、同条4号柱書き、二及びへについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

「岡山大学研究教育評議会」における議事内容のうち、「議事は、法務コンプライアンス対策室において作成・保存」とされる議事にかかわり、岡山大学として作成ないし入手された一切の文書

平成27年9月16日開催の教育研究評議会議事要旨「4. 審議事項(1) 教員の人事審査について」に係る教員(2名以上の場合は最年長者)を対象とする。

2 本件対象文書

文書1 教育研究評議会(平成27年9月16日開催)の議事要旨について(伺)

文書2 平成27年9月(第5回)教育研究評議会

文書3 教育研究評議会(平成27年10月14日開催)の議事要旨について(伺)

文書4 平成27年10月(第6回)教育研究評議会

文書5 教育研究評議会(平成27年10月26日開催)の議事要旨について(伺)

文書6 平成27年10月(臨時)教育研究評議会

文書7 教育研究評議会(平成27年12月9日開催)の議事要旨について(伺)

文書8 平成27年12月(第8回)教育研究評議会

(注) 文書名は開示決定通知書の記載による。